



ASC JAPANDESK MONTHLY BULLETIN



October, 2020



Dear Reader,

Konnichiwa,

I would like to express my gratitude to you to take out your valuable time to read our monthly newsletter “**ASC Japandesk Monthly Bulletin**”. Our objective of releasing this newsletter is imparting relevant information, press releases, notifications, periodic updates, news, policies, events, announcements, opportunities, etc. pertaining to India and Japan and to keep you updated. There is a “Cultural Corner” also in this newsletter giving the background and importance of festivals or cultural events celebrated in India or Japan in the previous month.



We, as ASC, always believe in strengthening the relationship of India & Japan and between their people, exchanging each other’s cultures and provide its services & support to Japanese Corporations and Expatriates. We understand and value holistic growth through our expert consultancy services in the field of taxation, assurance, financial and legal dimensions.

I am hopeful that reading this newsletter would be rewarding to the readers. This small initiative shall go a long way in building our healthy relationships and create the platform to work together in near future. I would like to request my readers to kindly share your valuable comments & suggestions on this initiative for its further improvisation.

I wish to close my note with the words **“Content could be anything, but it should add value to the reader’s life”**.

Arigatoo Gozaimasu!!

CA Amit Kumar Rai
Vice-President, ASC Group

読者の皆様へ

大変お世話になっております。

この度、弊社 ASC Group で月次のニュースレターを発行する運びとなりました。
目を通していただきましてありがとうございます。



ニュースレターの発行の目的は、税務、法務コンプライアンスのアップデート、上記に関わらず日印間におけるニュースの共有です。

毎月 7 日から 10 日の間に前月のハイライトをまとめてお届けする予定です。

インドで起こる日々は良い意味でも、悪い意味でも日本で過ごす日々とは一味違うと思います。ここでの経験、縁が将来なにか面白いものを生み出すと確信しております。インドにいる日本人という貴重な縁に感謝し、ASC Group として日系企業様のお力になれましたら幸いです。

本ニュースレターは弊社の事業領域のみならず、日本、インドに関わる話題、インドの文化の情報などを掲載していきます。皆様のお役に立てれば幸いです。

記事の内容についてのご要望、ご質問等ありましたらぜひともご連絡ください。

得居 大祐

ジャパンデスク マネージャー、 ASC グループ

目次

記載ページ

🔑 REGULATORY UPDATES

- Income Tax 5~8
- Goods and Services Tax (GST) 9~11
- Foreign Trade Policy 12
- Free Trade Agreement 13
- Companies Act 14

🔑 INDIA-JAPAN NEWS UPDATES

- インドと日本、サイバー攻撃対策で協力 15
- 日本はインドとの戦略的関係を重視:茂木外務大臣 16
- 10月のPM モディのスピーチハイライト 16
- NTPC、国際協力銀行 (JBIC) と 3,500 CR ルピーの融資で提携 17
- SBI、国際協力銀行 (JBIC) と 10 億ドルの融資契約を締結 17
- 大蔵大臣が消費者支出を促進するため、73,000 クロールルピーの措置を発表 18~19
- 国際便:インド人が飛行できる場所 19
- エア・バブルブルスキーム下でのインドと日本 20
- 11月以降の各社臨時便について 20
- インド入国にかかるチャーター便 21
- VISA、インド入国に関する段階的緩和について 21
- 感染症危険情報の変更に伴う水際対策措置手続きの変更について 22

🔑 COVID-19 UPDATES

- インドにおける COVID-19 と UNLOCK ガイドラインのハイライト 23~25

🔑 CULTURAL CORNER

- ダシャラ 26

E-Invoicing 規定の修正



2020年10月1日から、B2B ビジネス供給者に関する E-Invoicing 規定は、前会計年度...詳細は 10 ページへ

税関による貿易協定に基づく原産地規則ルールの運用実施, 2020 [CAROTAR 2020]



財務省は、2020年8月21日に通知された税関規則 2020 ("CAROTAR, 2020") が...詳細は 13 ページへ

大蔵大臣が消費者支出を促進するため、73,000 クロールルピーの措置を発表



ロックダウンの後の COVID-19 パンデミックによって引き起こされた景気...詳細は 18 ページへ



Faceless Appeal Scheme, 2020

直接税の中央委員会は、深刻な詐欺、主要な脱税、センシティブな問題、国際的なブラックマネー法に関連する訪問を除いて、訪問を必要としない完結をするためにFaceless Appeal Scheme 2020を開始しました。このスキームの下では、訪問におけるすべての手続、例えば、電子配分、通知/質問票の電子伝達、電子聴聞に対する電子検証/電子照会、および上訴人のE-伝達などを用い、直接訪問のないものとなります。

The National faceless Appeal Centre (NFAC) は、

自動化された手続によりランダムに選択された Regional Faceless Appeal Centre (RFAC) 内の不服審査部門に不服申立てを割り当てる集中的な方法で電子手続を促進するものとし、これにより、不服申立人と不服審査部門との間の通信は、NFACを通じて行われるものとなります。

フェイスレスアピールスキームは、納税者に大きな利便性を提供するだけでなく、公正かつ公平な控訴命令を保証し、それ以上の訴訟を最小限に抑えます。

Vivad se Vishwas Act, 2020 の支払期日を 2021 年 3 月 31 日まで延長

租税紛争を減らす目的で、2020年の直接税 Vivad Se Vishwas 法「VSV スキーム」が導入されました。続いて2020年の直接税 - Vivad Se Vishwas 規則が告示されました。申告書の提出と追加金額なしでの支払いの当初の期限は2020年3月31日でした。

その後、COVID-19 パンデミックのせいで、この期限は

2020年6月30日まで延長され、その後また、2020年12月31日まで延長されました。

最近、直接税の中央委員会は、VSV スキームに示された期限を2021年3月31日までさらに延長するよう通知を出しました。

2019~2020 年度の確定申告期限の延長、税務監査報告書及び移転価格 (TP) 報告書の提出

COVID-19 パンデミックにより、財務省は、確定申告、税務監査報告書と移転価格報告書、提出期限を延長するためにプレスリリースを発行しました。改訂されたタイムラインは以下です。

S.no.	Particulars	Original Deadline as per Income Tax Act	Revised Deadline
1.	Tax Returns for taxpayers (including their partners) who are required to get their accounts audited	31 st October 2020	31 st January 2021
2.	Tax Returns for taxpayers who are required to furnish Transfer Pricing Certificate	30 th November 2020	31 st January 2021
3.	Tax Returns for taxpayers who are not covered in 1 & 2 above	31 st July 2020	31 st December 2020
4.	Tax Audit Report	31 st October 2020	31 st December 2020
5.	Transfer Pricing Certificate	31 st October 2020	31 st December 2020

移転価格では、変動に対する許容限度が卸売取引の場合は1%、その他の場合は3%とする

政府は、独立企業間価格と国際取引又は特定国内取引が行われた実際の価格と間の変動が、卸売取引については1%を超えず、その他の場合は3%を超えな

い場合には、当該取引が行われた実際の価格を2020年度から21年度の独立企業間価格とみなす旨通知しています。

この目的のため、「卸売取引」とは、次の基準を満たす物品の取引を言います。

- ✘ 完成品の仕入原価が取引活動に係る総原価の 80%以上であること；および、
- ✘ 当該商品の月間平均最終たな卸高が、トレーディング業務に係る売上高の 10%以下であること。



当該年度 (AY) 2020-2021 に係る会計年度 (FY) 2019-2020 の ITR 1~7 の作成・提出に関する指示の発出

Tax Return Form	Applicable on
ITR-1 Sahaj	Resident taxpayers (ordinarily residents – ROR) having: <ul style="list-style-type: none"> •Total income < INR50 Lakh; •Income from salaries; •Income from 1 house property; •Income from other sources; •Agriculture income < INR5,000
ITR-2	Taxpayers (being Individuals and Hindu Undivided Families (HUFs) having: <ul style="list-style-type: none"> •Income from salary or family pension; •Income from house property (1 or more house property); •Income from capital gain; •Income from other source (Including lottery, horse races); •Agriculture income > INR 5,000; •Foreign assets/ Foreign income; •Director in a company; •Any unlisted equity shares at any time during the financial year; •RNOR and NR; •Who has dividend income > INR 10 Lakh subject to tax u/s 115BBDA
ITR-3	Taxpayers [being individuals, HUFs and partner in a partnership/ limited liability partnership (LLP) firm] having: <ul style="list-style-type: none"> •Income from business or profession; •Return may include income from salary/pension, house property, capital gain and income from another source
ITR-4 Sugam	Resident taxpayers (being individuals, HUFs and firms other than LLP) having: <ul style="list-style-type: none"> •Total income from business and/or profession < INR 50 Lakh computed u/s 44AD or 44ADA or 44AE relating to presumptive taxation; •Income from salary; •Income from one house property; •Income from other sources

ITR-5	<p>Following taxpayers:</p> <ul style="list-style-type: none"> •Partnership firms; •LLPs; •AOPs (Association of persons) & BOIs (Body of Individuals); •Artificial judicial person; •Co-operative society; •Local authority
ITR-6	Companies
ITR-7	<p>Applicable on return to be filed:</p> <ul style="list-style-type: none"> •by charitable or religious trust •by political party •by scientific research association/ news agency/hospitals etc. •by university, college, other institute which is not required to furnish return under any other provision of the Income Tax Act •by every business trust which is not required to furnish return under any other provision of the Income Tax Act •by investment fund which is not required to furnish return under any other provision of the Income Tax Act

判例法:

- ✎ インド・スイス租税条約上、データベース・アクセス料は課税されない
(IMS AG vs DCIT [ITA no. 6445/Mum/2016])
- ✎ 外国企業は、インドにおける移転価格文書の維持管理を行わなかった場合に罰金を科される
(DCIT Vs Convergys Customer Management Group Inc. [ITA no. 3529/DEL/2015])



2020年2月~9月のGSTR 2 A 調整に関する明確化

GST 省庁は、納税者が Form GSTR-3B で利用した ITC (Input Tax Credit) を累積ベースで 2020 年二月から八月までの期間について調整するための便宜を納税者に与えました。当該月に利用可能な ITC の累積額は、供給者がアップロードした請求書又はデビット・

ノートに関して利用可能な適格クレジットの累積額の 110%を超えてはなりません。このような調整から生じた過剰な ITC は、GSTR-3 B において 2020 年 9 月に取り崩されることが要求されます。そうでなければ、納税者が請求する不適格な ITC として扱われます。

GSTR-3B を 10 月 15 日から 2 回以上提出しなかった納税者に対し E-Way Bill 生成機能の停止

CBIC は、GSTR-3B の申告書を 2 回以上連続して提出しなかった納税者に対し、2020 年 10 月 15 日から E-way Bill 生成機能を停止することを明らかにしました。

この規定は、年間総売上高が 5 クロールを超える納税者に適用されます。

2018~2019 年度の GSTR-9 及び GSTR-9 C の更なる期限延長

CBIC は、GST の 2018~2019 年度の年次報告書 (GSTR-9/GSTR 9 C) の提出期限を 2020 年 10 月 31

日から 2020 年 12 月 31 日までさらに延長しました。

2019-2020 会計年度における GST 年間リターン (Form GSTR-9) の提出における緩和

総取引高が 20 ミリオンルピーを超えない GST 登録者で、年間申告を提出していないものは、2019-2020 会計年度の年間申告を提出することができます。つまり、2019-2020 年度の年間リターンは任意であり、義務で

はありません。これより前に、2017-2018 年度と 2018-2019 年の各会計年度については、この緩和が行われました。

2018-2019 会計年度の年次報告書 (GSTR-9) の明確化及び調整表 (GSTR 9 C) の明確化

自動生成された2018-2019年会計年度のGSTR-9 (表4、5、6および7) には、2017-2018年会計年度のデータも含まれています。しかしながら、2017-2018年会計年度の情報は、2017-2018年会計年度に提出された年次申告 (GSTR 9) において、納税者により既に提供されています。すでに報告されているか、あるいは無視できるように修正されているかもしれない会計年度

2018-2019に関連する値のみを報告することが納税者に要求されることが明確化されています。

納税者が、2018-2019会計年度の年次申告において、2017-2018会計年度に係るGSTR-9を物品の明細及びITCとともに既に提出している場合には、その納税者にとってリターンに変動がある場合にも、不利な見解はとられません。

E-Invoicing 規定の修正

2020年10月1日から、B2B ビジネス供給者に関するE-Invoicing規定は、前会計年度における総取引高が500クロールルピーを超える登録者に適用されるとしていましたが、CBICは次のように修正しました。

- ✕ 500クロールルピーの売上高は、2017年から2018年以降の前会計年度について考慮するものとする;
- ✕ 輸出用にもE-invoiceを生成する必要があります。

上記と同様に、B2C 供給に関する e-インボイスの規定は、2020 年 12 月 1 日以降に発効する 500 クロールルピーを超える会計年度における総売上高を有する登録者にも適用されます。さらに、このような B2C インボイ

スは、(QR コードを持つ必要があります。500 クロールルピーの取引高は、2017 年から 2018 年以降の前会計年度について適用されます。

第 42 回 GST 理事会の提言

2021 年 1 月 1 日からの変更点

- ✖ 納税者による四半期ごとの GSTR-1 の提出期限は、四半期の翌月の 13 日に変更
- ✖ 各自の GSTR-1 から負債の自動生成
- ✖ 月次のファイリングのために、GSTR-2 B に新しく開発された機能を介して、仕入先の GSTR-1 からの入力税控除の自動入力
- ✖ 年間総売上高が 50 ミリオンルピー未満の少額納税者は、月払いで四半期ごとに申告することが認められます。このような納税者は、前四半期の現金税の純債務の 35%を、四半期の最初の二ヶ月間の自動発行チャランを使用して支払うオプションを持っています。
- ✖ 払い戻しは申請者の PAN と Aadhaar にリンクされた有効な銀行アカウントで支払われる/払い出されます。

2021 年 4 月 1 日からの変更点

- ✖ 四半期のファイリングのために、GSTR-2 B に新しく開発された機能を介して、仕入先の GSTR-1 からの入力税控除の自動入力
- ✖ ITC の自動生成および GSTR-3 B における法的責任を確保するために、GSTR-1 は強制的に GSTR 3 B の前に提出することが要求される。
- ✖ 請求書に記載されている商品については HSN を、サービスについては SAC を宣言する要件を改訂:
 - ☆ 年間総売上高が 5000 万ルピーを超える納税者の場合は 6 桁コード;
 - ☆ 年間総売上高が 5000 万ルピー以下の納税者の場合は 4 桁のはコード;
 - ☆ 納税者の場合の通知された供給品クラスのは 8 桁コード

その他の変更点

- ✖ 現行の GSTR-1/3 B 申告制度を 2021 年 3 月 31 日まで延長
- ✖ SMS を介して FORM CMP-08 に Nil リターンを提供することを含む CGST 規則に対する様々な修正
- ✖ Compensation Cess は、5 年の移行期間を超えて延長され、その期間の収益ギャップを満たすことが要求される場合があります



改良された新 DGFT オンライン環境における輸出入者証明書 (IEC) の登録

以前の 2020 年 6 月 25 日付けの Trade Notice 16/2020-21 に続き、様々な改良された DGFT サービスが、新しい DGFT IT プラットフォームに導入される予定であります。これらの改正された制度を導入する目的は、

輸出者及び輸入者にペーパーレス、デジタル、効率的かつ透明性のあるサービスを提供すること、並びに貿易円滑化及びデジタル・インドの全体的な目標を更に提供することです。

輸入者及び輸出者の注意を喚起するために貿易通知において提案された措置は、次のとおりであります。

- ✘ すべての IEC 保有者は、新しいプラットフォームがオンライン申請のためのユーザベース ID を介してアクセス可能であるので、ログイン ID をできるだけ早く作成することが推奨されます。
- ✘ ユーザ ID の作成には、携帯電話番号・電子メール ID が必須の要件です。OTP/メールベースの認証プロセスでも同じ認証が行われます。
- ✘ ユーザは、ログイン ID を特定の IEC にリンクする必要があります。リンクのプロセスは、デジタル署名証明書 (DSC) または Aadhaar ベースの e-Sign を使用する認証プロセスを通じて、ログイン後に利用可能になります。
- ✘ IEC に記載されている所有者/取締役/パートナー等の Aadhaar e-sign のみが Aadhaar ベースの認証に使用できます。
- ✘ Class-II/Class-III 証明書のデジタル署名は許可されます。
- ✘ IEC のポストリンクでは、IEC ホルダは、ログイン後に「Modify IEC」プロセスを使用して、IEC 自動検証プロセスを完了するように要求されます。
- ✘ IEC 保有者は、産業登録、輸出実績の詳細及びその他に関連する詳細を記載したプロフィールの更新を更に要求されます。プロフィールの更新は自動プロセスであり、承認や料金は必要ありません。



税関による貿易協定に基づく原産地規則ルールの運用実施, 2020 [CAROTAR 2020]

財務省は、2020年8月21日に通知された税関(貿易協定に基づく原産地規則の運用)規則2020 (“CAROTAR, 2020”) が2020年9月21日から施行される旨のプレスリリースを発行しました。

CAROTAR, 2020は、自由貿易協定 (FTA) の濫用から国内産業を保護するため、2020年予算スピーチにおける財務大臣のコミットメントを実施します。CAROTAR, 2020は、間接税税関中央委員会 (CBIC) の2020年8月21日付けの発表で、異なる貿易協定 (FTA/PTA/CECA/CEPA) の下で規定された現行の運用上の認証手続を補足するものであります。

輸入者は、物品が所定の原産品基準を満たすことを

確保するため、当該物品を輸入する前にデュー・デシリジエンスを行うことが求められます。輸入者が保有することが要求される最低限の情報のリストも、一般的なガイダンスとともに規則に提供されています。また、輸入者は、原産地証明書に記載されているように、原産地に関連する一定の情報を輸入申告書に記載しなければなりません。

新規則は、輸入者が原産国を正確に確認し、譲許的関税を適切に要求することを支援し、また、FTA に基づく正当な輸入の円滑な通関において税関当局を支援します。新たなルールは、FTA に基づく関税譲許の悪用を阻止する税関の権限を強化します。



Companies Fresh Start Scheme ("CFSS")

総務省 (MCA) は、CFSS を導入した 2020 年 3 月 30 日付の従来の通達 No.12/2020 に基づき、2020 年 9 月 28 日付の通達 No.30/2020 を公表し、CFSS の適

用期間を 2020 年 12 月 31 日まで延長しました。なお、同通達は 2020 年 9 月 30 日に失効する予定でした。

LLP Settlement Scheme, 2020

MCA は、LLP Settlement Scheme を導入した 2020 年 3 月 30 日付の通達 No.13/2020 (2020 年) に基づき、2020 年 9 月 28 日付の通達 No.31/2020 を公

表し、LLP Settlement Scheme の適用期間を 2020 年 12 月 31 日まで延長しました。この期限は 2020 年 9 月 30 日でした。

会計年度 2020-2021 における COVID-19 による居住取締役の緩和

2013 年の会社法では、通常、会社には少なくとも一人の「居住取締役」がいなければなりません。取締役は、当該会計年度に 182 日以上インドに滞在すると「居住取締役」になることができます。しかし、COVID-19 のため、特に国際企業にとっては、Director としてインドで働いていた多くの外国人が帰国してしまうため、この条件を満たすことが困難な現状があります。その結果、彼らはこの条件を満たすことができず、インド人を「居住

取締役」に任命する必要がありました。

現在、MCA は、2020-2021 会計年度中に「常駐取締役」がない場合もコンプライアンス違反として取り扱わないという緩和を発表しました。これは、2020-2021 会計年度中に 182 日以上インドに滞在しない取締役であっても、「常駐取締役」として扱うことができることを意味します。

インドと日本、サイバー攻撃対策で協力



最近、サイバー攻撃の脅威が大きな共通の懸念となっている中、インドと日本は、強固で強じんなデジタル及びサイバーセキュリティシステムに関する契約に合意しました。これは、東京で行われたジャイシャンカール外相と茂木敏充外相の会談の重要なポイントの一つと考えられています。

外務省の公式声明は、「デジタル技術によって果たされている役割の増加に認識」として、両大臣は、**銀行から防衛までのすべての分野においてデジタル・エコシステムの安全を確保するために、志を同じくする国々とデジタルおよびサイバーシステムに関する強固な合意を直ちに得る必要があることを強調し、サイバーセキュリティ協定の完了を歓迎しました。**この協定は、特に重要情報基盤、5 G、モノのインターネット (IoT)、人工知能 (AI) の

分野における能力構築、研究開発、セキュリティ及び強靱性における協力を促進します。また、COVID-19 パンデミックの世界的状況を考慮すると、これまで以上に国、企業、機関がデジタル技術に依存するようになったことを考慮すると、これは「重要な要素」としても機能します。

一方、日本は今年、繰り返しサイバー攻撃を受けています。**三菱電機**への最近の攻撃は、開発中の高速グライディングミサイルの情報が盗まれる結果になったかもしれません。そのため、日本政府は現在、サイバーセキュリティのサイバー防衛能力を向上させています。さらに、世界的なサイバー攻撃の増加が軍のサイバーセキュリティ能力を脅かしていることから、日本の国防省はサイバーディフェンスユニットを拡大する予定であります。

ソース : The Indian Express

日本はインドとの戦略的関係を重視:茂木外務大臣

茂木敏充外務大臣からは、日本としてインドとの戦略的関係を重視する、日印特別戦略的グローバル・パートナーシップの更なる強化のため、引き続き S Jaishankar

外相と連携していきたい旨を、第 13 回、日印外相間戦略対話で述べました。会談では、政治、安全保障、経済、経済協力など幅広い問題が話し合われました。

茂木大臣から、北朝鮮による拉致問題の早期解決に向けた理解と協力を要請したのに対し、Jaishankar 大臣から支持が表明されました。



彼はインドが国連安全保障理事会 (UNSC) の非常任理事国に選出されたことを祝福しました。

両外相は、ASEAN や南西アジア諸国等で日印協力を実施し、高速鉄道プロジェクトを着実に進展させることの重要性を再確認しました。また、両首脳は、二国間協力を引き続き加速させ、国連安保理改革に向けて可能な限り早期に協力していく「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け協力していくことを確認しました。

自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け協力していくことを確認しました。

ソース : Business World

10 月の PM モディのスピーチハイライト

Narendra Modi 首相は、健康危機の中で最も最近の短いスピーチの中で、COVID-19 がこれ以上広がらないようにし、特に祝祭シーズンには注意を払うよう繰り返し助言しました。「ロックダウンは解除されたかもしれないが、ウイルスは解除されていない」と首相はヒンディー語で言い、「今はお祭りとお幸せの時で、ちょっとした怠慢でも私たちが悲しませます」と付け加えました。



10 分間のスピーチで、モディ首相は一連の数字を引用し、インド政府の COVID-19 危機への効果的な対応を反映させようとし、インドの数字を米国とブラジルの数字と比較しました。彼はまた、政府は最終的にワクチンの準備が整ったときに、すべての国民がワクチンを手に入れるよう支援する準備をしていると述べました。

そして、首相は来たるお祭りシーズンへの願いを込めて演説を終えました。

そして、首相は来たるお祭りシーズンへの願いを込めて演説を終えました。

NTPC、国際協力銀行 (JBIC) と 3,500 CR ルピーの融資で提携

NTPC は、国際協力銀行(日本政府の政策金融機関である JBIC)と 500 億円(約 3,500Cr ルピー)の外貨融資契約を締結しました。以下の融資は、排煙脱硫 (FGD) および再生可能エネルギープロジェクトの設備投資に使用されます。

NTPC は、JBIC の保証の下、JBIC は融資額の 60%を提供し、残りは融資契約に基づき、三井住友銀行、横浜銀行、山陰合同銀行、常陽銀行、南都銀行などの商業銀行が融資すると述べました。

ソース : JBIC

SBI、国際協力銀行 (JBIC) と 10 億ドルの融資契約を締結

State Bank of India は、国際協力銀行 (JBIC) と 10 億ドル (約 6,500 クロールルピー) の融資契約に調印したと発表しました。「インドにおける日系自動車メーカーの事業活動全般に係る資金の円滑な流れを促進することを目的としています」。これはインドの日系自動車会社のメーカー、サプライヤー、ディーラーに資金を提供します。

本合意に基づき、JBIC は融資総額のうち 6 億ドルを融資し、残りは三井住友銀行、MUFG 銀行、みずほ銀行、静岡銀行、横浜銀行といった他の参加銀行からの

融資となります。JBIC は、参加銀行が協調融資した部分について保証を行います。

SBI の副専務 C Venkat Nageswar は、「アンタイドローンは初めてであり、SBI にとっても JBIC にとっても歴史的な出来事です。このローンはまた、インド政府の「Make in India」イニシアティブの達成を支援します」と述べました。また、JBIC の谷本正之常務執行役員は、「ある調査によると、インドは日本の投資先として最も優遇されている国であり、これは日本とインドの間の強力な関係に向けた新たな一歩である」と述べています。

ソース : Livemint

大蔵大臣が消費者支出を促進するため、73,000 クロールルピーの措置を発表

ロックダウンの後の COVID-19 パンデミックによって引き起こされた景気減速に対処するため、財務大臣の Nirmala Sitharaman は、経済における**消費者支出を促進するため、73,000 クロールルピーの措置**を発表しました。

大蔵大臣によって提示された提案は、財政的に慎重な方法で支出を刺激するように設計されています。その中では、GDP の増加に直結するものもあれば、後々の変化を相殺しつつ、支出の前倒し・後ろ倒しを図るものもあります。詳細は次のとおりです。

A. 消費者の支出

🗨️ Leave Travel Concession (LTC) Cash Voucher Scheme

COVID-19 のため、2018-2021 年の現在のブロックでは従業員が LTC を利用することができません。LTC 現金バウチャースキームには、2018-2021 年の間に LTC の代わりに現金を受け取ることができるため、従業員にとって最大のインセンティブスキームの一つと考えられています。

このスキームを選択する従業員は、2021 年 3 月 31 日までに LTC を受給資格の 3 倍の商品/サービスを購入する必要があります。

また、このスキームでは、GST 登録業者からデジタルモードのみで GST 12% 以上の商品・サービスを購入するのは必要となります。福利厚生を利用するには、従業員は GST 請求書を作成する必要があります。

🗨️ Special Festival Advance Scheme

需要を喚起するための一時的な措置として、中央政府職員全員を対象とした Special Festival Advance Scheme が復活しています。彼らは今 **10,000 ルピーの前払い金を無利子**で受け取ることができます。それに、その金額は

2021 年 3 月 31 日までに従業員の祭りの選択に費やす必要があります。無利子の前払いは、最大 10 回の分割払いで従業員から回収可能であります。

B. 設備投資

🗨️ 州への特別支援

Sitharaman は、資本支出に関する措置を発表する一方で、中央政府は、資本支出のため、州に特別な無利子で **12,000 クロールルピーの 50 年間ローン**を発行しています。このスキームは 3 つの部分からなります。財務大臣は、州に与えられたローンの第 1 部と第 2 部は

2021 年 3 月 31 日までに使用されると述べました。金額の 50% は最初に与えられ、残りの 50% は前に与えられた金額の 50% を利用した後与えられます。未使用の資金は、中央政府によって再配分されます。

このスキームの概要は次のとおりです。

- ☆ ファンドを必要とする新規または進行中の資本プロジェクト、および・またはそのようなプロジェクトに関する請負業者・供給業者の請求書の決済に使用できます;
- ☆ 2021年3月31日までに支出される予定の設備投資;
- ☆ この資金は、州に与えられる他のすべての追加的な借入上限を超え、それを上回ります;
- ☆ 50年後に返済の開始

📌 予算措置の強化

財務大臣は、連合予算 2020 で 4.13 ラックロールピーに加えて、与えられた 25,000 クロールピーの追加予算が道路、防衛、給水、都市開発および国内生産資本設備に対する資本支出に提供されると述べました。

モディ首相は「Self-Reliant India」運動を明

確に呼びかけ、その 5 つの柱である経済、インフラ、システム、活気のある人口統計、需要を概説しました。また、今後、財務省と関係省庁との間で行われる予定の改定推計において、政府事業の円滑な実施を図るための配分を行います。

国際便:インド人が飛行できる場所

インドでは、コロナウイルスのパンデミックのため、予定されていた国際旅客便が 2020 年 3 月 23 日から運休しています。

しかし、Vande Bharat ミッションとインドが約 18 カ国と結んだ二国間エア・バブル協定の下で、特別な国際便が認められています。



インド人が国際線で行ける国

現在、民間航空省は特別な国際旅客便の運航のために国との別個の二国間エアバブル協定を確立したので、インド人は 18 カ国に旅行することができます。米国、英国、ドイツ、フランス、アラブ首長国連邦、モルジブ、カナダ、日本、バーレーン、アフガニスタン、ナイジェリア、カ

タール、イラク、オマーン、ブータン、ケニア、バングラデシュ、ウクライナは、インド人が飛行できる 18 カ国です。

乗客は飛行前に COVID-19 検査を受けなければなりません。

ソース: India.com

エア・バブルスキーム下でのインドと日本

在日インド大使館は、インドと日本が現在、「エアバブルスキーム」の一部であることを確認しました。両国は、デリーから東京へ、東京からデリーへの航空便を臨時便にて運航することになります。また、大使館への乗客登録が不要になり、航空会社に直接予約できるようになりました。



国営航空会社 Air India は、駐日インド大使館から以下の発表とともに、エア・バブルスキームに基づく運航スケジュールを発表しました。デリー発東京行きは 2020 年 11 月 2 日から 2020 年 12 月 28 日(毎週月曜日)までです。それに、東京デリー発の便は 2020 年 11 月 4 日から 2020 年 12 月 30 日(毎週水曜日)までです。

ソース : Embassy of India in Japan

11 月以降の各社臨時便について

	羽田発 デリー行	デリー発 羽田行
<u>JAL</u>	11/7, 11/20, 11/28, 12/4, 12/13, 12/19, 12/25, 1/9, 1/12, 1/16, 1/19, 1/24, 1/28	11/4, 11/18, 12/3, 12/10, 12/15, 12/22, 12/27, 1/6, 1/10, 1/17, 1/23, 1/30
<u>ANA</u>	11/25, 12/12, 12/19, 12/26, 1/9, 1/16, 1/23, 1/30	11/26, 12/13, 12/20, 12/27, 1/10, 1/17, 1/24, 1/31
	成田発 デリー行	デリー発 成田行
<u>Air India</u>	11/4, 11/11, 11/18, 11/25, 12/2, 12/9, 12/16, 12/23, 12/30	11/2, 11/9, 11/16, 11/23, 11/30, 12/7, 12/14, 12/21, 12/28

上記すべて WEB で予約可能になります。

ソース : 大使館からのメール、Minister of Aviation の HP

インド入国にかかるチャーター便

10月のチャーター便

10月には複数のチャーター便がインドに就航しました。しかし、インド日本商工会は10月をもってチャーター便を終了することを発表しております。背景としましてインド

政府のエアバブルスキーム下で各社臨時便の就航が可能になったためです。

ソース：JCCII

VISA、インド入国に関する段階的緩和について

インド政府は10月22日、インドへの出入国を希望する外国人やインド人のカテゴリーを拡大し、ビザや渡航制限を段階的に緩和する決定を致しました。まず全てのOCI及びPOIカード所持者及び、観光ビザ以外の渡航目的で訪印を希望する外国人に対し、政府が指定する国際空港及びチェックポストを備えた政府指定の海港を経由した、空路及び海路による入国を許可することになりました。この措置により、**就労査証(Employment)**をお持ちの方だけでなく、**有効期**

限内の商用査証(Business)および帯同査証(X)をお持ちの方も入国に際し査証手続きが不要になります。すでに失効している場合は、最寄りの在外インド公館で改めてビザ申請を行い、適切な種別のビザを入手してください。

ただし、この緩和措置の下、国際的な移動を行う旅行者については、帰国/入国後の検疫隔離やその他、インド健康家族福祉省が健康・新型コロナウイルス感染症関連で定めるガイドラインを厳守しなければなりません。

ソース：引用、参照 JCCII、MHA

感染症危険情報の変更に伴う水際対策措置手続きの変更について

*インドは対象外ですがご参考までに以下に記載します。

- 10月30日、日本において水際対策措置等の変更が決定されました。
- 本件措置の主な点をお知らせ致しますので、日本への帰国等の際には、ご留意いただくとともに、最新の情報を御確認ください。

1. 令和2年10月30日、外務省は、以下の9か国・地域について感染症危険情報のレベル3からレベル2への引き下げ、また新たに以下の2か国について感染症危険情報レベル2からレベル3への引き上げを行いました。

- ✂ 感染症危険情報の引き下げ（レベル3→レベル2）（9か国・地域）
（アジア）韓国、シンガポール、タイ、台湾、中国（香港、マカオ含む）、ブルネイ、ベトナム
（大洋州）オーストラリア、ニュージーランド

- ✂ 感染症危険情報の引き上げ（レベル2→レベル3）（2か国）
（アジア）ミャンマー
（中東）ヨルダン

2. 感染症危険情報のレベル2への引き下げに伴い、新型コロナウイルス感染症対策本部での公表等により入国拒否対象地域の指定が解除された9か国・地域については、11月1日以降に本邦に帰国・入国する際の水際措置が以下のとおり変更されますので御注意ください。

- ✂ 当該地域からの帰国・入国の際、国籍にかかわらず、これまで必要であった本邦入国時の新型コロナウイルス感染症の検査が原則不要となります。（日本国籍者も対象）

- ✂ 外国人の新規入国及び再入国の場合、出国前72時間以内に受けた新型コロナウイルス感染症の検査証明を入国時に提出することが原則不要となります（ビジネストラック及び日本在住ビジネスパーソンの短期出張スキーム利用者を除く。）（日本国籍者は対象外）。

- ✂ 現在既にビジネストラックが運用されている韓国、シンガポールからビジネストラックにより、本邦に帰

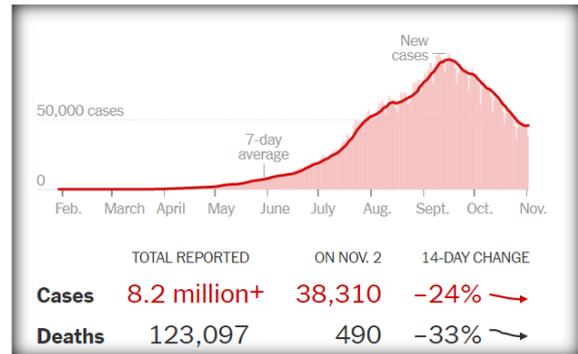
国・入国する際の手続きも変更されます。（日本国籍者も対象）

- ✂ 入国拒否対象地域の指定解除の対象となっている9か国・地域のうち、豪州、ニュージーランド、台湾については、今般、感染症危険情報がレベル2に引き下げられることにより、査証制限措置対象国・地域となるため、査証免除措置の停止（外交・公用含む）の対象となります。また、APEC・ビジネス・トラベル・カードに関する取決めに基づく査証免除措置の適用が停止されます。これらの措置は、11月1日（日）午前0時から当分の間、実施されます。（日本国籍者は対象外）

ソース：引用 外務省

インドにおける COVID-19 と UNLOCK ガイドラインのハイライト

インドにおける COVID-19 のパンデミックは、マハラシュトラ州、カルナタカ州、ケララ州、タミル・ナードゥ州、アンドラ・プラデシュ州、西ベンガル州などのいくつかの州を除き、減少傾向にあります。これらの州では、フェスティバル期間中に症例数が増加しており、これらの州を合わせると、インドの全活動症例の 64% を占めています。しかし、インドの回復率は上昇を続けており、現在は 90.85% です。



インドでの感染件数は、9月に1日あたり97,000件を超えました。しかし、インドでは現在、国内でコロナウイルスの新規感染者数が7月中旬以来最も少なく、新たな感染者数は1日あたり36,370件に減少しました。24時間の間にインドで報告されたコロナウイルスの症例数は、3ヶ月以上後に4万人以下に減少しましたが、同じ期間に登録された新たな死亡者数は500人以下のままでありました。



また、保健省は報告の中で、インドは COVID-19 の回復症例数が世界で最も多い国であること、感染者に関してもインドは310人/百万人を記録しており、これは世界で100万人当たりの最も低い数の一つであるが、多くの国では急増していると報告していると付け加えました。インドではこれまでに約90%の患者が回復していると言いました。

それでも、コロナウイルスのパンデミックで、米国に次いでインドは二番目に大きな被害を受けている国であり、87,00,000以上の症例があるインドでは症例数の三番目のピークが見られます。

COVID-19 ダッシュボード (2020年8月31日現在)



インドにおける COVID-19 ケースの州別の状況

STATE/UTS	TOTAL CASES	ACTIVE	DISCHARGED	DEATHS	ACTIVE RATIO	DISCHARGE RATIO	DEATH RATIO
Andaman And Nicobar	4,352	160	4,132	60	3.68%	94.94%	1.38%
Andhra Pradesh	8,27,882	22,538	7,98,625	6,719	2.72%	96.47%	0.81%
Arunachal Pradesh	14,998	1,722	13,238	38	11.48%	88.27%	0.25%
Assam	2,06,982	8,48	1,97,569	932	4.10%	95.45%	0.45%
Bihar	2,17,277	6,594	2,09,582	1,101	3.03%	96.46%	0.51%
Chandigarh	14,528	593	13,708	227	4.08%	94.36%	1.56%
Chhattisgarh	1,90,513	21,914	1,66,391	2,208	11.50%	87.34%	1.16%
Dadra And Nagar Haveli And Daman and Diu	3,257	34	3,221	2	1.04%	98.89%	0.06%
Delhi	3,96,371	33,308	3,56,459	6,604	8.40%	89.93%	1.67%
Goa	43,954	2,215	41,123	616	5.04%	93.56%	1.40%
Gujarat	1,74,517	12,678	1,58,114	3,725	7.26%	90.60%	2.13%
Haryana	1,70,446	12,919	1,55,717	1,810	7.58%	91.36%	1.06%
Himachal Pradesh	22,598	2,958	19,304	336	13.09%	85.42%	1.49%
Jammu And Kashmir	95,710	6,080	88,140	1,490	6.35%	92.09%	1.56%
Jharkhand	1,02,490	5,119	96,485	886	4.99%	94.14%	0.86%
Karnataka	8,29,640	44,824	7,73,595	11,221	5.40%	93.24%	1.35%
Kerala	4,44,268	86,792	3,55,943	1,533	19.54%	80.12%	0.35%
Ladakh	6,357	610	5,671	76	9.60%	89.21%	1.20%
Lakshadweep	0	0	0	0	0%	0%	0%

Madhya Pradesh	1,72,717	8,298	1,61,454	2,965	4.80%	93.48%	1.72%
Maharashtra	16,87,784	1,19,352	15,24,304	44,128	7.07%	90.31%	2.61%
Manipur	19,091	3,568	15,343	180	18.69%	80.37%	0.94%
Meghalaya	9,678	1,009	8,579	90	10.43%	88.64%	0.93%
Mizoram	2,792	444	2,347	1	15.90%	84.06%	0.04%
Nagaland	9,096	1,365	7,689	42	15.01%	84.53%	0.46%
Odisha	2,93,214	12,783	2,79,091	1,340	4.36%	95.18%	0.46%
Puducherry	35,178	2,756	31,827	595	7.83%	90.47%	1.69%
Punjab	1,34,371	4,183	1,25,961	4,227	3.11%	93.74%	3.15%
Rajasthan	2,00,495	15,889	1,82,680	1,926	7.92%	91.11%	0.96%
Sikkim	3,967	239	3,655	73	6.02%	92.14%	1.84%
Tamil Nadu	7,29,507	19,504	6,98,820	11,183	2.67%	95.79%	1.53%
Telangana	2,42,506	17,742	2,23,413	1,351	7.32%	92.13%	0.56%
Tripura	30,989	1,321	29,318	350	4.26%	94.61%	1.13%
Uttar Pradesh	4,85,609	23,035	4,55,498	7,076	4.74%	93.80%	1.46%
Uttarakhand	62,881	3,802	58,050	1,029	6.05%	92.32%	1.64%
West Bengal	3,81,608	36,576	3,38,075	6,957	9.58%	88.59%	1.82%

政府は、11月のUnlockに関する最新のガイドラインの中で、以前のガイドライン (Unlock 5.0) に変更はなく、2020年11月30日まで有効であると発表しました。

Unlock 5のガイドラインの詳細については、先月のニュースレターリンク (P31) をご参照ください。

<https://www.ascgroup.in/productImage/magazine/ASC-Japandesk-Monthly-Bulletin-Oct-20201007180949-787.pdf>

ダシャラ

ダシャラは、悪に対する善の勝利の歴史を記念するお祭りです。10日、すなわちなブラトリの9日後に祝われます。その祭りは、いつの日か、悪事がいつもみんなの前に立ち上がることを意味します。邪悪な力があなたを押しても、真実と正義は必ず勝ちます。

祭りの背景にはいくつかの神話的な物語があります。例えば；

北インドでは、悪霊ラーヴァナ王がラーマ卿の妻シーターを誘拐したため、ラーマ卿がスリランカで悪霊ラーヴァナ王を殺した日として、この祭りが祝われています。ラーヴァナはまた、不滅であることでブラマ卿から恩恵を受けました。ラーマ卿はヴィシュヌ卿の7番目の生まれ変わりと考えられています。そこで、妻を取り戻すために、ラーマ卿は悪霊ラーヴァナ王とランカで戦い、ラーヴァナを殺しました。そのため、ダシャラ祭りは悪に対する善の勝利として祝われます。

インドの一部では、ドゥルガ女神が悪魔のマヒヤスルを殺害した日のことも表しています。だからこそ、ドゥルガ女神の9つの輪廻がナブラトリの9日間に礼拝されるのです。この9日間のお祝いは「ドゥルガプジャ」とも呼ばれます。「ドゥルガプジャ」は、他のヒンズー教の伝統に見られるように、ナブラトリおよびデュッセーラの祝賀と一致します。また、ドゥルガ女神が信者とともに入水したともいわれ、これはドゥルガ女神がダルマを守った後に物質界から去ったことを表しています。

この日、ラーヴァナと息子のメガナダ、弟のクンバカランの巨大でカラフルな人形が作られ、地面や野原に焼かれます。ダシャラの祭りは、ラーマの人生や「ラーム・リラ」として知られる戦いの一部始終を演劇形式で上演することでも見られます。人々はそのイベントに参加して楽しみます。

ベンガル人はこの祭りをドゥルガ・プージャとして、フォークソングを歌い、踊り、ドゥルガ女神の偶像を水の中に沈めて祝います。





CULTURAL CORNER

今年の世界的なパンデミックの中で、例年とは違ったお祝いが行われます。内務省はすでに、安全で幸せなダシヤラのために、フェイスマスクや 6 フィートの距離などのガイドラインを出しています。また、隔離地域でのイベントは依然として厳禁されていました。





CONTACT US



Delhi Head Office

73, National Park, Lajpat Nagar IV,
New Delhi - 110024 (India)
Phone: +91-11-41729056-57, 41601289
www.ascgroup.in, info@ascgroup.in

Noida Corporate Office

C-100, Sector-2, Noida- 201301
Uttar Pradesh (India)
Phone No: +91-120-4729400

Gurgaon Office

605, Suncity Business Tower
Golf Course Road, Sector-54,
Gurugram - 122002, Haryana (India)
Phone No.: +91-124-4245110/116

Mumbai Office

Sagartech Plaza,
B- Wing, Office No. 605,
Andheri Kurla Road,
Sakinaka, Andheri (East),
Mumbai – 400 072, Maharashtra (India)
Phone No: 022-67413369/70/71

Bengaluru Office

0420, Second Floor,
20th Main, 6th Block, Koramangala,
Bangalore - 560095, Karnataka (India)
Phone No.: 80-42139271

Chennai Office

Level2 – 78/132,
Dr RK Salai Mylapore
Chennai - 600004, Tamil Nadu (India)
Mobile No: +91-8860774980

Singapore Office

11 Woodlands Close, #04-36 H,
Woodlands 11, Singapore -737853
Mobile No: +65-31632191
www.ascgroup.sg,
info@ascgroup.sg

Canada Office

885 Progress Ave Toronto
Ontario M1H 3G3 Canada
Mobile No: +1437-774-4488
www.ascventures.ca,
info@ascventures.ca

Contact Person (Indian side)

CA Amit Kumar Rai

Vice President

amit.rai@ascgroup.in

M: +91-9667699523

Contact Person (Japanese side)

Daisuke Tokui

Manager

japandesk@ascgroup.in

M: +91-9560699390

免責事項:このニュースは細心の注意を払い作成しておりますが、参考情報としてのみ参照ください。特定の専門的なアドバイスを得ることなく、行動をとること、もしくは控えることを推奨しません。詳細についてはASC Groupにお問い合わせください。ASCグループおよびASCグループ取締役、従業員、代理人は、パートナーは本ニュースアップデートの情報に関して、またはそれに基づく決定を行った者、または行わなかった行為から生じるいかなる損失についても、一切の責任または注意義務を負わないものとします。

[CLICK HERE FOR CORPORATE PROFILE](#)

<https://www.ascgroup.in/>

